

愛媛県教育委員会 1月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成24年 1月27日（金）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子

委員 西田真己 委員 関 啓三 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 清水 進

管理部長 伊藤 優

指導部長 福本純一

教育総務課長 名智 満

教職員厚生室長 越智和彦

生涯学習課長 橋本健治

文化財保護課長 山本亜紀子

保健体育課長 福田和樹

義務教育課長 越智眞次

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 新谷和志

特別支援教育課長 西原昇次

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 議事の議案第1号公立小学校教員の懲戒処分及び議案第2号県立学校教員の懲戒処分については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 12月定例会会議録の承認

委員長 12月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

東日本大震災への支援状況について

教育総務課長 東日本大震災への支援状況について報告する。

第六次愛媛県長期計画愛媛の未来づくりプランについて

教育総務課長 第六次愛媛県長期計画愛媛の未来づくりプランについて、計画の概要を説明するとともに、アクションプログラム編の分野別計画54の施策のうち、教育委員会に関する16の施策について説明する。

委員長 国際交流の推進施策について、外国人との交流や海外への渡航機会の拡大とあるが、具体的にはどのような取組があるか質問する。

義務教育課長 小中学校においては、ALTによるチームティーチング授業、海外からの留学生との交流、中学生の海外派遣等が主な取組である旨回答する。

高校教育課長 来年度、県立高校のうち9校が中国、4校がマレーシア・シンガポール、3校がハワイへの修学旅行を計画しているほか、中国からの修学旅行生と交流を深める予定である旨、及び青年海外協力隊の活動経験のある者を講師に招いての講演会の開催や、英語力向上を目的とした英語キャンプやディベート大会の実施など国際感覚を身に付ける取組を予定している旨回答する。

井上委員 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進施策について、学力診断調査を全ての学校で実施し、調査結果を分析するとあるが、学校現場の負担及び学校に対する事務局の支援はどのようなものになるのか質問する。

義務教育課長 来年度は、県内全ての小学校5年生と中学校2年生を対象に県独自の調査を実施する予定であり、実施後は、2、3週間で教育委員会事務局が集計・分析・検討をして各学校に通知すること、自学自習を支援するためそれらを基に総合教育センターのホームページに、子どもたちが活用できるプリント類を掲載すること、及び分析結果を速やかに学校に伝えることにより、学校でも検証改善サイクルを整え、子どもたちが自習できるような体制を整えることを計画している旨回答する。

西田委員 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進施策について、独自教材の活用とあるが、以前作成した「愛ある愛媛の道徳」のことか、又はほかに何か作成する予定があるか質問する。

義務教育課長 「愛ある愛媛の道徳」である旨回答する。

関委員 未来につなぐ協働のきずなづくり施策について、ボランティアやNPO活動への参加を促進する取組で今後強化するものがあるか質問する。

生涯学習課長 平成19年度から実施しているヤングボランティア

推進事業については、平成22年度からはNPO等と協働で実施しているが、当初は中予地域の高校生が中心だったが、平成23年度からは東予地域の高校生の参加が増加しており、今後は南予地域の高校生の参加を促進し、県内全域で事業に取り組みたい旨回答する。

関委員 地域の結び付きの強化は重要であり、是非このような取組を推進してもらいたい旨意見を述べる。

生涯学習課長 県内の高校生の取組事例としては、震災を受けた東北に向けてのメッセージパネルの設置、復興支援を考える高校生講座の開催、修学旅行生に対する松山城でのシャッターボランティアなどがある旨説明する。

(4) 議 事

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

○教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

議案審議

委員長 議案第1号を上程する。

○議案第1号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

井上委員 自転車と接触した状況について質問する。

義務教育課長 運転者は通勤の際、ひやっとしたものの、自転車に接触したと思わず、その場を通り過ぎ出勤した旨、及びその後の警察の調べによると、自動車と自転車双方にわずかな接触の痕跡があった旨回答する。

井上委員 被害者のけがの状況について質問する。

義務教育課長 転倒した際の両手及び左足のすり傷がそれぞれ全治3日であり、胸の打撲が全治7日である旨回答する。

伊藤委員 停職中の児童への影響について質問する。

義務教育課長 本年度は学級担任をしていない旨、及び受持ちの授業は他の教員に割り振る旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第2号を上程する。

○議案第2号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 交通死亡事故を起こした県立学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 被害者の遺族との話合いの状況について質問する。

高校教育課長 加害者も保険会社も、遺族とは接触できていない旨回答する。

委員長 処分案の妥当性について質問する。

高校教育課長 死亡事故はおおむね停職1月から3月までが多いが、減給6月の処分例もある旨、及び今回は、信号無視やスピード違反などの重大な交通違反はないことから、原案とした旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午前11時00分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。